

令和7年5月16日（金曜日）

○出席議員（10名）

1番	木下智治	議員	6番	古玉いづみ	議員
2番	三浦克欣	議員	7番	尾田良一	議員
3番	合田宏	議員	8番	土本稔	議員
4番	角久子	議員	9番	笹川広美	議員
5番	澤良一	議員	10番	南昭榮	議員

○欠席議員（2名）

11番	甲部昭夫	議員	12番	坂井幸雄	議員
-----	------	----	-----	------	----

○説明のため出席した者

町長	宮下為幸	長寿福祉課長	田畠洋子
教育長	林大智	健康保険課長	山本貴
参事兼総務課長	横井正之	土木建設課長	藤岡桂一
参事兼生活環境課長	田中智	農林課長	前田吉光
危機管理課長	清酒秀樹	会計管理者兼会計課長	宮川清美
企画情報課長	岩田正	学校教育課長	木幡嘉広
住民窓口課長	辻口要	生涯学習課長	笹谷学
税務課長	土屋金蔵		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山 邊 浩 久 書 記 北 野 勝 之
議会事務局長補佐 神 保 悦 子

○議事日程（第 1 号）

令和 7 年 5 月 16 日 午後 4 時 07 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町税条例の一部を改正する条例について）

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町原子力発電施設等立地地域の指定による町税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について）

承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について）

承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について）

報告第 1 号 令和 6 年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 2 号 令和 6 年度中能登町一般会計事故繰越し繰越計算書について

報告第 3 号 令和 6 年度中能登町水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 4 号 令和 6 年度中能登町下水道事業会計予算繰越計算書について

同意第 1 号 副町長の選任について

午後 4 時 07 分 開議

◎開 議

○議長（南 昭榮議員） ご苦労さまです。

12 番 坂井幸雄議員から入院のため、また、11 番 甲部昭夫議員から体調不良のため、それぞれ欠席届が提出されていますので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は 10 名です。

よって、議会の定足数に達しておりますので、これより令和 7 年度中能登町議会 5 月臨時会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

地方自治法第 121 条の規定による本会議に出席される者を別紙の説明員、職、氏名一覧表としてお手元に配付をしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

これより本日の会議を開きます。

5 月臨時会議の会議期間は、本日 1 日といたします。

また、本日の議事日程は、お手元に配付済みのとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（南 昭榮議員） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

5 月臨時会議の会議録署名議員は、会議規則第 121 条の規定により、7 番 尾田良一議員、8 番 土本 稔議員を指名いたします。

◎議案の上程

○議長（南 昭榮議員） 日程第 2

議事日程のとおり、承認第 1 号から承認第 5 号、報告第 1 号から報告第 4 号及び同意第 1 号を一括して議題とします。

なお、報告 4 件につきましては、報告事項であり、承認、議決を要するものではないことを申し添えておきます。

◎提案理由説明

○議長（南 昭榮議員） 町長から提案理由の説明を求めます。

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 本日ここに、令和 7 年度中能登町議会 5 月臨時会議の開会に当たり、議員各位には公私ともに何かとご多用な中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の臨時会議に提案いたしました議案につきまして、説明をいたします。

初めに、承認第 1 号 中能登町税条例の一部を改正する条例について、専決処分の承認を求めるものであります。

この条例は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令等の交付に伴い、特定親族の特別控除の創設及び二輪車の車両区分の見直し等に関し、所要の改正を行うものであります。

次に、承認第 2 号 中能登町原子力発電施設等立地地域の指定による町税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、専決処分の承認を求めるものであります。

この条例は、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第 10 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部の改正に伴い、固定資産税の課税の特例等に関し、所要の改正を行うものであります。

次に、承認第 3 号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、専決処分の承認を求めるものであります。

この条例は、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、国民健康保険税の課税限度額及び低所得者の減税措置に係る軽減判

定所得の基準額について見直しがされたため、所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第4号 中能登町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、専決処分の承認を求めるものであります。

この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税の特例に関し、所要の改正を行うものであります。

次に、承認第5号 中能登町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、専決処分の承認を求めるものであります。

この条例は、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税の特例に関し、所要の改正を行うものであります。

以上、承認第1号から第5号の案件につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、専決処分の承認を求めるものであります。

次に、報告第1号 令和6年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書については、令和6年度から翌年度に予算を繰り越すため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

次に、報告第2号 令和6年度中能登町一般会計事故繰越し繰越計算書については、令和6年能登半島地震の影響により、令和6年度から翌年度に予算を繰り越すため、地方自治法施行令第150条第3項において準用する第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

次に、報告第3号 令和6年度中能登町水道事業会計予算繰越計算書、報告第4号 令和6年度中能登町下水道事業会計予算繰越計

算書については、令和6年度から翌年度に予算を繰り越すため、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものであります。

次に、同意第1号 副町長の選任についてであります。

新たに、池田正明氏を副町長に任命いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

池田正明氏は、昭和58年に石川県庁に入庁され、土木部都市計画課長補佐をはじめ、議会事務局総務課長補佐、生活環境部環境政策課参事兼課長補佐、教育委員会事務局文化財課長などを歴任され、多面にわたり優れた識見と豊富な経験を有しておられることから、最適任者であると考えます。

なお、任期につきましては、令和7年6月1日から4年間であります。

以上、本日提出いたしました議案各件につきまして、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なご審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（南 昭榮議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

◎質 疑

○議長（南 昭榮議員） これより、承認第1号から承認第5号まで、報告第1号から報告第4号までについて、一括して質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

これで質疑を終わります。

報告第1号から報告第4号までの報告事項については、これで終結します。

お諮りします。

承認第1号から承認第5号までについては、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号から承認第5号までについては、委員会付託を省略します。

◎討論、採決

○議長（南 昭榮議員） これより、承認第1号から承認第5号までについて一括して討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） ないようであります。

以上で討論を終結します。

次に、承認第1号から承認第5号までの専決処分の承認を求めることについてを一括して採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 昭榮議員） 起立全員であります。

よって、承認第1号から承認第5号までは、原案のとおり承認されました。

○議長（南 昭榮議員） 次に、同意第1号副町長の選任についてを議題とします。

同意第1号について、本件は、人事案件でありますので、議会運営に関する申合せ事項

第23項の規定により、質疑、討論、委員会付託を省略し、直ちに採決をしたいと思います。

これより、同意第1号 副町長の選任について、採決します。

お諮りします。

本件について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 昭榮議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決しました。

◎散 会

○議長（南 昭榮議員） 以上で、本日随時会議に付託されました議案の質疑は全て終了いたしました。

これをもって令和7年度中能登町議会5月随時会議を散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時20分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 南 昭 榮

署 名 議 員 尾 田 良 一

署 名 議 員 土 本 稔